

目標1 普及啓発・教育

初等中等教育段階における取組

- 中学校・高等学校において保健教育の一環として感染症対策や医薬品を正しく使用する必要性に関する教育を推進。
 - ✓ 新学習指導要領（中学校：平成29年3月告示、高等学校：平成30年3月告示）において、引き続き、感染症対策及び医薬品の適正使用について記載。
 - ✓ 中学生及び高校生に対して配布している、健康課題について総合的に解説した啓発教材の中で、感染症及び医薬品の適正使用などについて記載。

高等教育段階における取組

- 各大学がカリキュラムを策定する際の参考となるよう、医学生・歯学生が卒業までに身につけておくべき必須の実践的能力の学習目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」において、「薬剤耐性に対する理解」及び「抗生剤の適正使用」に関する学修目標を記載。
- 大学医学部関係者等が集まる会議の場で、各大学医学部のカリキュラムにおいて「薬剤耐性対策」を含めた感染症に関する教育を充実させるよう要請。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）抜粋
第7節 保健体育

〔保健分野〕

2 内容

(1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(イ) 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

(ロ) 健康の保持増進や疾病の予防のためには、個人や社会の取組が重要であり、保健・医療機関を有効に利用することが必要であること。また、医薬品は、正しく使用すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)のアの(イ)及び(ロ)は第1学年、(1)のアの(イ)及び(ロ)は第2学年、(1)のアの(イ)及び(ロ)は第3学年で取り扱うものとし、(1)のイは全ての学年で取り扱うものとする。内容の(2)は第1学年、(3)は第2学年、(4)は第3学年で取り扱うものとする。

(2) 内容の(1)のイについては、健康の保持増進と疾病の予防に加えて、疾病の回復についても取り扱うものとする。

(4) 内容の(1)のアの(イ)については、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。

目標5 研究開発・創薬

研究開発における取組

- アジア・アフリカの海外研究拠点を活用した感染症の疫学研究や、若手研究者が行う革新的な医薬品の創出につながる感染症の基礎研究を支援。この中で、薬剤耐性菌に係る研究開発を推進。

研究事例 **薬剤耐性菌に係る分子疫学研究（タイ×大阪大）**

- ✓ 海外研究拠点において薬剤耐性菌の分子疫学研究を実施し、特定の耐性菌を迅速簡便に検出する方法を開発。

引き続き、感染症対策及び医薬品の適正使用に関する基礎知識を習得できるよう保健教育を推進するとともに、薬剤耐性菌に係る研究開発を支援する。